

Title	草本光海君日記：李朝實録纂修より見たる
Sub Title	
Author	稲葉, 岩吉(Inaba, Iwakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.2 (1929. 8) ,p.1(167)- 44(210)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:草本光海君日記(太白山史庫本)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

草本光海君日記（太白山史庫本）

光海君廢立ノ罪案トシテ知ラル、モノ、一ナリ。ソノ初草本日記ニ載録セラレズシテ、中草修正ノ際、史官ニヨリテ補筆セラレタルコト、明白疑ヒナシ。筆蹟ヨリ判スルニ、澤堂李植ノ自筆ナラン。尙ホコノ一節ガ、政院・備局等ノ記録ニ依ラズシテ、出處不明ナルコトハ、特ニ注意ニ値スベシ。日記、巳未ノ記事ナリ。

（朝鮮總督府朝鮮史編修會 影片）

秋傳

卷之四

養濟方濟事姜阿主士盡飲名世。勿。題。中。全。背。馬。

漢書卷之四十四
地理志第四十四
國之密道于廣云然彼

上國僑民王國辛立陳後不為操弄割以天

吾愛此書者志成如子臣亦可以見侯云

是至密存密所不盡而能

所理應先不致失以而釋之也

陰風慘怛摧折之至矣

昔者孔子作春秋而為春秋微特春秋之

上卷外書

之俱焚律鄉嘉禾後龍鄉之父若受自龜

今打身鬼見

史學

第八卷 第二號

昭和四年八月

草本光海君日記

——李朝實錄纂修より見たる——

目次

はしがき

三、太白山本光海君日記

一、國史保存の沿革

四、黨論と光海君日記

二、實錄纂修次第

五、洗草及び晒曝

草本光海君日記（稻葉）

は　し　が　き

李朝二十七代中、廢主として、今も諡號を受け得ないものは、前に燕山君、後に光海君の二王のみである。魯山君は、今より二百餘年前、肅宗二十四年に端宗と稱する諡號を得たから、今では、立派に宗廟に血食させられてゐる。燕山君の治世も、頗る注意すべき時代ではあるが、光海君のそれに比すべきではないと思ふ。光海君は、文祿壬辰役の後を受けてゐる。滿洲の形勢即ち清の太祖は、建州に崛起して、宗主國たりし明國と決戦し、遂に大勝を得、それが明清興廢の動機を作爲したところの、極めて切迫し且つ重大時會に直面してゐた。凡そ滿鮮の關係は、光海君の治世をもつて劃期されたものといはねばならぬ。

わたくしは、こちらに來てから、江華史庫舊藏の日記や赤裳山史庫舊藏の日記の、それぞれを閲覽することを得たのであるが、太白山史庫舊藏の光海君日記を、總督府藏書中に閲覽するに及びて、それが、はからずも、草本であることに氣付いたのである。草本正しくいへば中草本であるが、まことに偶然のことであり、之を江華赤裳二藏の日記に比較すると、記事の繁簡はいふまでもない。この草本あるがために、實錄纂修の性質を(一)、廢主の罪案の當否を(二)、滿鮮關係の危微を(三)知ることを得た。二十五代の實錄中、一もこの日記に匹敵すべき性質のものはないと思ふ。故に、こゝには、主に、(一)の事情を闡明して、太白山本光海君日記の、あらゆる實錄中に、いかんの地位を占めるも

のであるかを記述したいと思ふ。(二)及び(三)の論證は、今既に脱稿したものもあるが、佗日を期して、是正を仰ぐつもりである。

一 國史保存の沿革

李氏朝鮮の制度の中で、國史保存のこのみは、最も優れたる沿革をもつてゐるといつてよいのである。修史事業は國家の責務であると考へてゐた。故に史官を尊重し、史官の地位と權能とを保障し、一旦出來上つた國史は、鄭重に保存の途を講じた。高麗朝には、歷代の實錄があつた。高麗史卷二十二・高宗十四年の條に

九月庚辰。監修國史平章事崔甫淳修撰官金良鏡・任景蕭・俞升旦等撰明宗實錄。藏於史館。又一本藏於海印寺。

とある。この記事は、明宗實錄のみに就いてであるが、増補文献備考(卷二百二十一)の記事には、高麗時。歷代實錄。皆藏于海印寺。三年一曝晒とある。三年一曝晒といふ前例のあつたことが、何によつて確められたかは知らぬが、李朝時代には、その規定を遵用してゐた。

實錄は、複本を要す、それを分置すといふ考慮は、支那史學の影響したものであるが、國史の佚亡は、多く免れ得なかつた。高麗史(卷九五)黃周亮列傳に

初契丹兵陷京城。燒宮闕。書籍盡爲煨盡。周亮奉詔訪問。採掇撰集太祖至穆宗七代事跡。共三十六卷。以進。配享靖宗廟廷。

とある。この事は、宣宗時代(西紀一〇八四——九四)に行はれたもので、契丹人の侵入以後、八十餘年を経たのであるから、その採掇三十六卷と稱するものゝ内容は、先修の實錄に比して、何程の差異あつたかは判らない。同史、恭愍王三年、八月丙申の條、留都監察司の上疏には、「京都近經兵火。人民離散。里閭空虛。其還者。亦因訛言。隨合隨散」といひ、

史庫所藏實錄史藁。僅有三櫃十餘筭。置之文廟。恐至遺失。宜令史官曝晒以藏。又令直宿とある。而して同乙亥の條には

留都宰樞啓。紅賊後。史庫破敗。實錄散在露地。官遣史官收貯。從之。

とあるから、佚亡の程度は、想像されるのである。たゞ幸に、海印寺の實錄は、完全に保存されたと信すべきものがある。東國輿地勝覽(卷十四)忠州牧、佛寺の條、開天寺の下に注して曰く

高麗歷朝實錄。初藏於陝川海印寺。因倭寇移于善山得益寺。又移于此寺。又移于竹州七長寺。恭讓王二年。以其地近海。倭寇易至。復藏于此。我世宗朝。以修高麗史。皆輸于京。

と。高麗史(卷四十五)恭讓王世家二年には、「移國史于忠州。先是藏於竹州七丈寺。今夏倭賊入侵。故移之」とありて、勝覽の記事を證するに足るものがあるのである。故に高麗歷代の國史は、その社稷の亡

ひた後に至るまで、完全に保存されてゐたといつてよい。

忠州史庫は、ただに國史のみでは無く、王室の圖書が豊富に保存されてゐた。李朝實錄の太宗十二年八月の條に、左の記事がある。

命史官金尙直取忠州史庫書冊以進。小兒巢氏病源候論。大廣益會玉篇。鬼谷子五臟六腑圖。新雕保童秘要。廣濟方。陳郎中藥名詩。神農本草圖。本艸要括。五音指掌圖。廣韻。經典釋文。國語。爾雅。白虎通。劉向說苑。山海經。王叔和脉訣。口義辨誤。前定錄。黃帝素問。武成王廟讚。兵要。前後漢著明論。桂苑筆耕。前漢書。後漢書。文粹。文選。高麗歷代事迹。新唐書。神秘集。冊府元龜等書冊也。且命曰神秘集。毋得披閱。而別封以進。上觀其集曰。此書所載。皆怪誕之說。命代言柳思訥焚之。其餘下春秋館藏之。

此記事は、後の李朝史庫の内容を考へるに際し、參考すべきものであると思ふ。次の代の世宗になつて忠州史庫を京城に移したことは、三年正月の條に

上以遺典多藏于忠州史庫。視閱書書籍簿。擇其切於觀覽者。遣藝文奉教鄭周生取來。とあるの外、詳記はないが、その前國史に關したのも、大方此時に取得されたであらう。尤も、太宗は、既に高麗歷代事迹の一書を取り寄せてゐる。太宗世宗ともに、高麗史の改修を史臣に命じてゐたからである。たゞ忠州史庫の古址は、高麗時代より李朝の世祖頃にまで存置されてゐた。

李朝の草創の際には、直ちに前代の制を襲ふことも出来なんだ。太宗實錄二年六月の條には

移史庫於尙衣院。初史庫在壽昌宮內。宮災。移於中樞院。又近司膳之厨。火炎可畏。又移于尙衣院。

とあり、世宗實錄七年十二月の條には

御經筵。謂知申事郭存中曰。太祖實錄只書一本。若後日遺失。則不可又寫。一本納春秋館。一本吾常覽之。其傳教於春秋館。

とあり、知館事卞季良は、太祖實錄。多密事。臣與河崙知之。他人不知。不可又寫一本。而使衆人知之。清擇吉日。納于史庫といひ、世宗は、この啓に従つたとある。世宗二十一年七月の記事は下のごとし。

己酉。春秋館啓請於慶尙道星州。全羅道全州。構史庫以藏典籍。從之。

この記事にも、典籍云々とあり、實錄の副本作成については、何等言及してはゐないけれども、前後の事情より判斷して、副本作成は、ある程度まで進んでゐたことと思はれる。後二十餘年、梁誠之上書によりて、この事業が大に行はるゝの機運を開いたのであつた。乃ち世祖實錄、十二年十一月の條に

大司憲梁誠之上書。一。祖宗實錄一國萬世之史也。太祖太宗恭靖王實錄。皆書四件。春秋館及外三史庫各藏一件。世宗文宗兩朝實錄。只書一件。藏于春秋館。甚爲未備。然欲書之。

則事功難成。幸令新鑄小字。乞令典校署印出三件。藏外三庫。一。本國書冊。敬重如實錄。緊關如軍案例。以鐵錫鎮其背。或以綾段粧其衣。非徒誨盜。猝有急遽。不得措其手。然又不可不曲爲之慮也。須一件重大。以備小盜之偷。須一件輕便。以備倉卒。今兩朝實錄。一件既已重大。書藏。今以小字印出三件。除鐵錫之飾。綾段之衣。而藏之。則大小之變。無所不可。而事功亦易以成矣。且太祖太宗恭靖大王實錄。亦一件小字印出藏之。一時政記。不可不急也。若歲月差久。則文籍散失。國家大典。諸臣擬議。泯沒無傳。誠爲可慮。乞自壬申五月。至今丙戌年十一月。議政府六曹臺諫。承政院文書。聚于春秋館。以藝文館祿官五人。兼官五人。二人爲一廳。各分三年。而編摩之。仍令春秋館堂上考察。以爲日課。以成董事。一。外三史庫。藏書之處也。皆寄置官舍。甚不嚴。非徒火災可慮。且有他日外寇之慮。乞遣官審視。擇人烟相隔處。移之。或以全州史庫。移于南原之智異山。星州史庫。移于善山之金鰲山。忠州史庫。移于清風之月岳山。並依寺刹。仍給位田。又令近村民戶守之。是誠藏之名山之義也。一。書籍之自中國來者。雖或散逸。猶復可求。唯本國之書。苟一失之。得之無由。乞東國所撰之書。一皆磨勘。其件數不足者。或印出。或傳寫。或購求。以成十件。弘文春秋館及外三史庫。各藏二件。右春秋館及外三史庫。文武樓內不緊書冊。竝皆刷出。分置藝文成均館典校署。以革混雜難考之弊。一。弘文館春秋館所藏。如元史宋史等一件書冊。一皆抄名。以入直忠義忠贊。

衛及書房色諸司吏典。就弘文春秋兩館謄寫。或以本分。分送于下三道。令界首官監掌傳寫。或於中外購求。以備三件。藏之一。書冊板本。京中則典校署掌之。外方則別無所掌。既不知某書可印。又不能檢舉。而修補之。甚爲不可。乞令政院下書八道。如某郡某某書板。凡幾張。又板之刻朽與否。一一開寫。仍以常楮。各印一件上送。其刻朽不用者。外使守令載之解。由以爲傳授使典校署。爲之考察。一。銃筒謄錄。國家祕密文書也。春秋館有一件。文武樓有二十一件。自弘文館入內一件。軍器監有幾件。萬一姦細偷之。因以爲利。則東南之害。不可勝言。乞以諺字書寫。內外史庫各藏三件。弘文館三件。稱臣堅封。其漢字書寫者。竝皆燒毀。以爲萬世之慮。一。東國文籍。自檀君至本朝。歷歷可考。非他蕃國遼金西夏之比也。而近因還紙之利。紙匠男女。或偷承政院日記。或偷寺社經文。於是嚴立法制。擬定徙邊。或行大辟。然猶未已。本國文史公私文券。將至無遺。至可慮也。然不立重法。終不能禁制也。乞限風俗歸正。其作還紙者。依棄毀制書律施行。其窩主勿論。曾赦。勿問貴賤。杖一百。全家徙邊。以財產給告者。市裏買賣者。民家行用者。官府行用吏典。竝杖一百。身充水軍。官員亦杖一百。永不叙用。一。今典校署印出書冊內。出於一時之事。不必傳久者外。例將十件。弘文館藏二件。春秋館外三庫典校署文武樓藝文館成均各藏一件。傳曰。予知之。

この意見書の大部分は、將來史庫の規模を創劃するについて、有力なる參考であつたに違ひない。但た

史庫の位置を變更するの議は、直ちに行はれなんだ。僧侶をして常任監守に充てたいといふ意見は、儒教尊崇の李朝としては、やゝ不似合であつたが、依然高麗時代の遺法に因り、三年一晒曝の制は、嚴に奉行されてゐたのである。晒曝に關する記録中現存のものは、萬曆十六年、同十九年の全州史庫曝晒形止案各一冊をもつて最古のものとする。同二十年、海州史庫曝晒形止案あり、同二十七年香山史庫實錄曝晒形止案がある。この數冊の記録は、文祿壬辰役に際し、全州史庫のみが、獨り海道より義州に入り、轉じて黃海道海州に安置せられ、ついで寧邊の妙香山史庫に入つた經過を明示するものである。全州史庫は、李朝草創以來のことであるから、萬曆十六年及び十九年の同史庫形止案は、特に貴重せなければならぬ。李朝の君臣が、干戈流離に際して、かくも保存の途を立て、成規の晒曝を續行しつゝあつたといふ事實は、歎賞すべき歴史であるまいか。既に全州一史庫のみとなり、他、内外三史庫を失つたから、萬曆三十一年秋、副本作成に着手し、前後三星霜を費して、再び四件分置の規模を立てたのである。實錄印出廳題名錄序に

粵自書契以來有國則必有史。史分可一日亡也。我聖朝堯傳舜承。二百餘年。禮樂文物煥焉可述。國初首建春秋館于景福宮西。以掌時政記注。而累朝信史藏于此。又重印三本。分宜于全星忠三州。審曝以時。守直有制。是實藏之名山。副在京師之遺意。其爲國史長遠計。豈不周且謹乎。不幸壬辰之變。三都圖籍。百年文獻。盡入腥膻蹂躪之場。顧此實錄編帙極

夥。既不暇搬移於於倉卒之際。忠星二局及內館所藏。皆付於賊燹。嗚呼痛矣。猶幸興王舊府。被兵最後。國史一本。得免其災。乃於兵戈播越之中。亟命浮海。西輸奉安。於行在。金櫃祕籍。宛然無缺。殆天所以將啓中興。默護陰相。以壽一代不刊之典也歟。惟其一帙獨在。有非祖宗朝分藏各處之意。而已事之創。亦可慮也。鑾駕還都之後。首議補印。廷論同辭。聖念益懇。而時詘未遑者。蓋累年矣。遂掃斷諸冗。決意開局。活字特出於內藏材料。取給於度支。量役集匠。計日程功。餼廩稱事。群工彈力。又於館員元額之外。增置堂上十員。編修以下。則苟經華顯。不限員數。或輪日互直。或分廳竝舉。率皆親自纂寫。對相考校。以其事殷。故官多。官多故事易完。役始於癸卯七月。功訖於丙午四月。新印正本三件。草本一件。分藏於本館及寧邊之香山。江陵之五臺山。安東之太白山。舊本則藏於江華。蓋至此而無復遺憾矣。(中略)古人以不得修國史。爲平生之恨。吾輩俱以喪亂餘生。忝備史局。得覩東觀祕書於兵火十年之後。斯固一大幸也。(中略)。

とある。本文には、春秋館及び、香山(妙香山)、五臺山、太白山の各史庫を挙げ、新印の三本と草本とは、右の四庫に分置し、舊本は江華史庫に藏したといつてゐるから、實錄正副五本を存したことになるが、全州史庫を舉げてゐない。後の全州茂朱の赤裳山史庫は、光海君初年に創立せられ、香山史庫は、やがて廢せられたのである。

光海君日記は、茂朱・江華・五臺及び太白山の四史庫に分置されてあつたが、五臺山本は、去る大正十二年九月、東京震災で焼失した。

二 實錄纂修次第

實錄纂修の次第を述ぶるに先ちて、史職を考へるの要があるのである。史職は、大體高麗の制に由り、藝文春秋館を置き、後ち春秋館を分置し、専ら史事を掌理せしめた。麗末、恭讓王四年に、藝文春秋館より、次のごとき上疏がある。

人君布政教於一時、史臣垂勸戒於萬世。故古之王者、莫不以史臣置諸左右。禮曰動則左史書之。言則右史書之。傳曰君舉必書。良以此也。(中略)臣等濫居史職、每侍經筵、其於殿下嘉言善行、靡不直書。然經筵之御、日不過數刻、纔入輒出、逡巡於外。其關宗社、係國家者、概乎其未有聞也。(中略)伏望遵禮傳之格言、每於御殿之際、令臣等八人、日更二人、入侍左右。事無大小、咸使與聞。則殿下之德、無讓於古、可傳於後、而臣等之職分、亦庶乎其盡矣。

史官等が、これらの意見書を上つるに至つた前後の事情を求むるに、麗末、權力者が政治を左右せし以來、文官の地位は甚しく低下した。辛禍の吾聞史官。記吾過失。若見則吾必殺之といひ、史官を近づかしめざりしといふがごとき、その顯著なるものであらう。恭讓王の時に至り、史官崔燭は、上書して

史官之任、君上之言行政事、百官之是非得失、皆得直書、以示後世、而垂勸戒。故自古有國家者、莫不以史職爲重。是以本朝設藝文春秋館、選有文行者八人、同任史翰之職。又置兼官以領之。所以重其任也。近年以來、史翰岐而爲二、兼官亦不供職、但以供奉以下四人當之、員少秩卑、故九重之事、廟堂之儀、至於關得失、垂勸戒者、皆不能備記。實非國家置史之本意也。願自今以史翰八人同其職任、各修史草二本、秩滿當選、一納于館、一藏于家、以備後考。兼官充修撰以下、各據聞見、錄爲史草、悉送史館。又本館直牒意外大小衙門、凡所施爲之事、一一報館、以憑記錄、永爲恒式。

と述べた。王は、間もなく廢位され、李太祖の即位するに及びて、崔蠲の意見は、實現するに及んだのである。たゞ太祖は、領議政をして春秋館領事、左右議政をして監事、修撰官七員は、副提學六承旨之を兼ね、それに編修官、記注官以下の記事官を附屬せしめた。その外の重要兼官には、弘文官直提學、承政院注書、承政院判校、宗簿寺正、司憲府、司諫院等がある。外官は、京畿、忠清、慶尙、全羅、平安右道等の文官等に、それぞれ記事官を兼ねしめた。

史官は、各々その職務關係の見聞を手録して、二本を作成し、その一は之を春秋館に送り、一本は、家藏すべきの責がある。これも同じく崔蠲の意見に依り、嚴格に行はれたらしい。李朝太宗實錄十年正月の條に、

領春秋館事河崙。知館事柳觀同知館事鄭以吾。卞季良始撰太祖實錄。春秋館啓前年九月受判。壬申年七月以後庚辰年十一月以前。各年修選官以下史草。以京中十月十五日。外方十一月初一日。定限督納。至今未約者。頗多。乞除奉使上國外。今正月內未納者。移文所司論罪。終不納者。乞依前朝判旨。子孫禁錮。徵銀二十兩。許之。記注官趙未生。權堦。尹淮。兼記事官申橋。以落點與焉。參外史官惟禹。承範。李審二人。其餘皆不得與焉。史官告于崙曰。某等執直筆記時事者也。況今修撰不依古例。而於當代修之。且使史官不得盡與。恐後人尤有疑焉。崙曰。此事秘密。不可與八翰林共之也。且有內旨。今二翰林與焉者。以郎廳不足故耳。

とある。世宗十四年八月には、

上曰。前朝之法。遺失史草者。禁錮子孫。徵銀二十兩。予謂子孫禁錮之法。太重。更令春秋館議之。乃曰。禁錮子孫。太重。且銀非本國所產。尙依大明律。棄詔書條杖九十。徒二年半。子孫傳受遺失者。亦依此律罪之。予以爲此則大輕。無以懲後。更議以啓。

とあり、春秋館の啓に、自今遺失史草者。徵銀二十兩。不叙。子孫傳受遺失者。亦依上項施行。といひ、王は之に従つたとある。史草の上納は、之を納草と稱せられた。たゞ納草には、署名せざることを例としたが、世祖は、それを拒否したのである。史草は直書されなければならない。従て、王の言動はいふ

までもなく、宰輔以下の權力者でも、直筆不諱を免れないことになるから、史臣より不署名の權利を奪ふの要求があつた。世祖は、篡弒による君であるから、特に意を用ひたのであらうと思ふ。不署名の權利を奪はれた史草の將來は、想像せられるではないか。燃藜室記述(卷六)睿宗朝記事に閱粹史獄と題し估僂齋集を引いて曰く

己丑四月。始修世祖實錄。使乙亥以後職帶春秋者。皆納史草。閱粹亦納之。既而聞史草皆令書本官名。粹懼大臣見其直言而啣之。陰請于奉教李仁錫。僉正崔命孫欲改之。不與。又要于博士康致誠。致誠袖與之。粹倉卒竄改。不暇淨寫而還納。檢閱楊守泗。崔哲寬。見其塗擦洗補。白之參議李永垠。永垠徧告堂上。僉曰非細事也。乃聞于上。初正言元叔康啓。史草書名非古。恐無有直筆者。請勿書名。上怒而不從。至是副正金季昌告。叔康史草亦多塗改。遂俱繫禁府。上親鞫之。粹云。臣所書皆大臣事也。其大臣皆在實錄閣。臣慮爲中傷。故謀改也。因大哭曰。臣獨子。願續軀命。上惻然曰。直哉。予在書筵。知粹之爲人。遂免死。杖屬濟州官奴。致誠初不以實對。且妄引舍人成俶知狀。拷掠乃服。遂與叔康處斬。孫仁錫知而不言。杖一百。本貫充軍。

と。史草署名の悲劇は、閱粹によりて直に證せられた。その將來史臣の態度の上に如何に響影せるかは、寧ろ想像に餘りあるであらう。明宗朝に、安名世の史獄がある。名世の史草に、大臣の惡事が直筆

されてゐたといふことが禍を成したのである。彼れが庭鞠を受けた際の記事として、裂衣幅書疏。論自古殺史官之時。冀以悟上心（中畧）。名世遂誅。朝服車載。而出見者。莫不隕淚。市人皆哭。名世妻子拜爲奴東閣雜記
逐睡篇の悲痛文字が貽されてある。納草の制度が、李朝五百年實錄纂修の基礎を成してゐることはいふまでも無いが、その制度の弊は、前述のごとき幾多悲むべき史獄を惹起し、爾來、王や權貴の行事は、毫も直筆されず、史官は、いたづらに年月除拜を書するのみと非難されるやうになつた。たゞ、事の外交に關したものは、割合に備書直筆されてゐることを認め得るのである。備邊司の權能の増大して來てたことにも因るが、事大交隣の記録は、特に重視されてゐたからであらう。現存の史草中、安東の裴三益家に藏せられた各種草記、金誠一家の經筵日記草本、鄭氏翰苑草記、朴東亮の寄齋史草などは、最古のものであるといつてよい。

實錄纂修は、多くの場合、王の薨後三年以内に開始せられ、各史官は新に實錄纂修廳員役として任命せられるのである。王の薨後三年以内といふことは、高麗時代の舊例では無い。高麗にては、多くの場合、二代もしくは三四代を隔て、後、纂修の擧が開始されてゐる。例へば、高宗實錄が忠宣王二年に行はれ、元宗實錄が忠惠王元年に開始せられ、明宗實錄は、高宗朝に着手せられた。一二の特別はあるが、實錄は、數代を経た後でなければ、纂修されるものでは無いとしたらしい。李朝に至りては、それら前代の舊例を放棄して、今王は前王の實錄を必ず纂修すべきものとした。以下太宗朝の各記事は、

最もよく之が經過を示すものである。

命領春秋館事河崙。修太祖實錄。上召崙及知春秋館事柳觀。同知春秋館事鄭以吾。卞季良。至闕。中官引崙入內。既而中官傳旨柳觀等曰。太祖實錄。聽晉山府院君指畫。編修以進。崙承命。出召掌務史官。曰。自壬申年至庚辰年。史官史草。宜速收納。柳觀卞季良會春秋館。議編修事。日記。史官等告曰。竊觀古史。皆成於三世之後。在前朝亦然。太祖實錄。豈宜編於今日乎。本館盡上疏請止之。觀等曰。記事官爲之可也。遂告領館事河崙。崙曰。若欲疏請。必稽古法。古史亦皆成於嗣君之時。無稽之言。何足貴哉。記事官等曰。以太祖之舊臣。撰太祖之實錄。後世之議。以爲如何。崙作色曰。太祖之事。一時史官。豈能備記。不足取以爲實。宜及老成之臣。未亡之日。備記本末。勒成實錄。是可爲也。今臺諫之臣。獨不諱言人罪過。況以書法褒貶人乎。古人云。文。獻。文。則。史。也。獻。則。老。成。人。也。予。則。不。知。其。不。可。也。記。事。官。等。以。告。監。館。事。成。石。鄰。石。鄰。曰。此。責。不。知。所。自。出。非。老。臣。所。知。也。吾。雖。監。館。元。無。上。令。又。無。稟。令。者。來。言。安。得。以。知。之。具。疏。以。請。責。在。史。官。太宗實錄九年己丑八月の條。

春秋館記事官宋褒等上疏。疏曰。臣等聞天道高而下濟。地道卑而上行。大抵人君則天之經。故聖人有詢下之義。法地之義。故狂夫有進言之責。臣等俱以非才。承乏史職。凡事關於

史者其敢緘默乎。近日有編修太祖康獻大王實錄之命。臣等聞旨不勝祇懼。竊謂自唐虞三代以來。未有實錄成於當代之人。姑舉唐虞論之。則唐堯之事。記於虞史。虞舜之事。載諸夏書。皆成於異代所記。堯之事曰堯典。而其書則曰虞書。降自三代。迄于漢唐。以至于今。修史之法。皆出於後人之手。未聞一時之臣。撰一時之史。雖代近而修史者。容或有之。豈明時之所當法哉。今我殿下。凡所施爲。動法堯舜。輔相之臣。非堯舜之道。不願陳焉。乃何去唐虞萬世之法。而効後世一時之舉乎。況我太祖大王。以天錫勇智之資。應天順人。化家爲國。其神功聖德。髣髴唐虞。輝映簡策。今日奔走殿下。文武之臣。皆太祖之舊臣也。以太祖之臣。撰太祖之史。則後世之議太祖者。見功烈德業之盛。與夫規模綱紀之大。必曰一時之臣。褒美之辭。非傳信之書也。若是則以太祖功烈之赫赫。將置疑於後人耳目也。如何。傳曰。取法於上。僅得其中。殿下旣以堯舜爲法。則乃何此舉。獨循衰世之事乎。伏望殿下。諒臣忠懇。憐臣狂瞽。卽霽俞允之。音除編修實錄之命。上謂經筵史官禹承範曰。疏言誠是。然代近而修史者。此指何代何人乎。王氏之事。李氏修之。李氏之事。後代修史。歟。承範逡巡不能對。上曰。非始汝而問之也。承範對曰。所謂代者。非指易姓。乃祖宗子孫相維之遠近也。自太祖至于聖上。雖云三世。纔十八年事也。豈可謂異代乎。又任修撰之臣。豈無其身之事乎。以一時之臣。論當世之人物。皆爲不可也。上使左代言金汝知。問於宋褒。以代近修史者。褒等對以宋朝

有之。然非今日所當法也。上曰。予當思之。上謂左右曰。堯之事。虞史修之。舜之事。夏史修之。明矣。至於漢魏以下。則不然。且孔子修春秋。在定哀之世。而竝書定哀時事。以此觀之。則編修實錄。在所不疑。歷代之史。間有弑君篡位。而不諱者。若使其子見之。則必刪之矣。而錄而不刪。則久而後修史。從可知矣。黃喜對曰。史草必過三代而後出。今此舉實爲未便。太宗實錄九年已丑九月の條。

禮曹上歷代實錄修撰之法。啓曰。本曹敬奉王旨。考求古典。漢武帝時。司馬遷撰自黃帝。至西漢武帝之事。東漢明帝。令班固撰自西漢高祖。終於孝平王莽之事。唐太宗詔房玄齡等修高祖實錄。貞觀十七年。房玄齡撰太宗實錄。至十四年。至宋太祖實錄。則太宗時沈倫等撰之。太宗實錄。則眞宗時。命錢若水修撰。元成宗元年。詔翰林國史院修世祖實錄。七年。林國史院。撰自太祖。至憲宗五朝實錄。據依古典。宜修本朝國史。上因謂左右曰。自宋以降。修撰實錄。皆出當世之人。今史官上疏請止之。不知何所據也。禮曹判書李膺對曰。一時之人。撰一時之事。則其誰備直書。以取目前之禍哉。臣亦不能矣。上曰。然。則予更與晉山府院君議之。太宗實錄九年已丑九月の條。

史官宋褒等。謂成石鄰曰。公既監館事。國史修撰。禮曹已受判矣。公宜請止之。石鄰曰。此意出自宸衷乎。抑有請之者歟。予不知也。告夫晋山可矣。褒等乃告崙曰。太祖欲覽時史。太臣與臺諫之臣。諫而止之。今日修史。非公誰止之。崙不聽。臺諫交章上言。臣等聞古者自帝王至列國。各有史官。掌記時事。然其修撰。必待後人。故書傳曰。堯典虞史所作。舜典夏史所作。然則當代之臣。不得修當代之史明矣。恭惟太祖康獻太王。以英明之資。神武之德。應天順人。肇造丕基。禮樂制度。典章文物。當時史官直書無遺。後世之所當法也。殿下令文臣修自壬申至庚辰九年之久。史臣等竊謂孔子修春秋。至定哀多微辭。夫春秋天子之事。而孔子之微辭尚如此。房玄齡撰唐史。六月之事。語多微隱。玄齡古之名臣。而諱不直書。又如此。至於晋祕書監孫盛作晋史。直書其事。大司馬桓溫見之。怒謂盛子曰。改書之。盛子卽拜謝。共號泣稽顙。請于盛。盛大怒不許。諸子懼桓威勢。遂私改之。臣等恐後人將以此爲據。指今日之事曰。當代所修不足盡信也。若曰司馬遷班固等。修西漢之史。房玄齡沈倫等。撰唐宋之史。則非臣等望殿下之意也。臣等以唐虞望今日。而不以漢唐望今日也。伏懼殿下俯採臣等區區之望。以停今日修撰之舉。則於太祖之威烈幸甚。於史臣之直筆幸甚。上不允。太宗

實錄九年己丑八月の條。

太宗と史官との態度に、著しい距離あつたことは、前掲の各記事によりて明瞭であらうと思ふ。前朝の

遺臣故舊の存生中でなければ、實錄は書けるもので無いといふのは、太宗の所見である。表面より觀察しては、正當の見解である。何等故障をいふべき筋でないが、しかし、いかに地位を保障された史臣であるからといつても、臣僚であるには違ひないから、前代の元老が引きつついて權柄を掌握しつつある際に直面し、直筆備書することは出來がたい。太祖のごとき盛德鴻業を叙するに、太祖の舊臣たりし人を以てせば、その文はたとへ諛辭でないにせよ、後世之を見て信を疑はぬとはいはれない。故に前高麗の例によりて、修史は三代の後に於てすといふ遺法に則とれといふのが、史臣等の要求であつた。しかし、太宗は、之に従はなかつたのである。太祖實錄は、やがて一二權臣の手により、上旨に副ふべく作爲されたのである。故に、保存のため副本を作せんとした場合、卞季良は、太祖實錄多密事、臣與河崙知之、他人不知といひ、衆人に知らしむるの不得策なることを述べた。史草不署名の權能の世祖によりて奪はれたことは前に述べたはづである。史臣の地位の低下した結果に外ならぬともいへるが、熟々太宗時代よりの實錄纂修に關する次第を見るに、かくのごときは、寧ろ當然の成行であつたといふことが出來やう。既に今王は前王の實錄を修するといふことになれば、權臣は、史臣を左右して、隨意に是非することが出來るわけである。

太宗等、李朝の初期の君臣が、何故にかくも實錄纂修に意を用ひたかを考へるに、太宗は、太祖とともに前後高麗の二王を弑して國を立てたのであるから、これら不祥文字を記錄より除かんことを切に要

求したのであるが、奈何せん、前朝の遺老は存在してゐる。加之、麗末より條史に關する意見は、著しく昂進して來てゐるから、今、之を自然に放任せば、直筆備書を免れない。これがやがて高麗史改竄事件となりて顯はれた理由であらう。太宗十四年五月の條に

壬午。召領春秋館事河崙。命竄定高麗史。國初命鄭道傳鄭摠等撰之。僞朝以後之事。頗多失真。故有是命。蓋因崙之請也。初上謂群臣曰。予觀高麗史。末紀太祖之事。頗有不實。韓尙敬對曰。太祖亦嘗有是言矣。李膺曰。實錄宜於數世後修撰。若然則必有公論。臣聞太祖之時。命鄭道傳鄭摠尹紹宗。修撰前朝實錄。諸史官皆改書史草而納之。惟李行不然。故未免囚繫。上曰。若如此書前朝之季。直言於君者。唯尹紹宗一人而已。善爲州者。唯鄭云敬一人而已。開國之時。機密事。予之悉知之矣。韓尙德曰。臣聞諸趙浚。亦曰玄陵以後之事。皆誤書矣。夫信史所以示後也。以殿下所知改正何如。上曰。告當與領議政議。遂命文院編次丁亥年以後受數條盡。

とある。此條にも、李膺は、實錄は數世の後に修撰すべきを主張してゐる。李行が史草を改めなかつたので囚繫を免れなかつた由を述べてゐる。しかし、太宗は、省慮するところなかつた。同年八月朔丁未の條に、命領春秋館事河崙監館事河崙、知館事南在知館事李叔蕃卞季良。改修高麗史。上曰。恭愍王以下事多不實。宜更竄定との記事がある。太宗の眞意は、推測し得られるであらう。

前王既に薨じ、今王即位せば、幾もなく、春秋館の啓により、實錄纂修の許可が與へられるのである。特發の事件の無い限り、即位後約三年以内に着手するのが、通例であつた。實錄纂修都廳は、特に設定せられ、總裁官以下の各官が、それぞれ任命される。纂修廳事目と稱する分掌規程が頒布され、やがて、實錄修凡例が公司されることになる。今、仁祖實錄纂修儀軌より凡例を摘出せば、右のごときものがある。

一 史館時政記・注書日記。反内外兼春秋所記外。備局狀啓軸・禁府推案等。緊關可考文書。事變推鞠注書日記。亦爲取來。憑考備錄。

一 凡詔勅。及本朝有關敎書。考出以書。

一 名臣卒。有關者。及所書疎略者。或憑一時公議。或取考文集碑誌。詳悉補書。

一 毎日只書甲子。

一 凡災異。更考觀象監抄錄。一一添書。如外方風雨地震等項。災異。須考其時文書備考。

一 凡除拜。閑雅。冗散外。更考兩銓文書詳錄。

一 臺諫所啓。初啓則盡書要緊之語。連啓 只以連啓書之。而或有添入緊語。則亦抄書。

一 臺諫所啓。只書憲府諫院。勿書來啓人名。而有大是非處。發論立異人。不可不書。

一 章疏緊關者。備細載錄。其間閑漫文字。或加節減。無妨。至於循例辭職疏劄。則不必盡書。而或有去就是非。事關時政者。亦不可不書。

一 各年登科人。書取某某等幾人。

一 凡無益煩冗文字。參量刪去。以從簡重。

一 朝家吉凶諸禮。係于憲章。以垂示後世者。文雖煩雜。不可不備載。

一 京外黜陟。公私是非。必須抄其大段者。以書。

右の凡例中、史官時政記が、最も重きをなすことは、いふまでも無い。時政記は、蓋し承政院日記に就いて作成されるものであらう。史草は、それぞれ納入される。時政記にて足らざるところは、凡例に示された以外、官府内外の記録を徴收した。現存の實錄纂修に關した儀軌は、宣祖以前のものを貯へてゐないけれども、今掲げた凡例は、大方前代を、そのまゝに襲踏したもので、それが延いて英祖朝の纂修にまで及んでゐる。爾後、正祖朝より、凡例の事目は、更改された。

史官等によりて最初に編纂されたものを初草といつた。郎廳等が編次するわけである。その正寫さるれにものを、中草といつた。中草の潤飾は、總裁官の直接の旨によるもので、都郎廳之を擔任した。中草は、やがて正寫され、それで實錄は完成する。或は印出し、或は謄寫して、之を史庫に收貯すといふ順序になるのであるが、普通の場合、右の纂修に充てられた史官時政記等は、實錄の收貯と同時に、廢

棄されることになつてゐる。初草中草亦然り。仁祖朝實錄廳儀軌に、

癸巳六月二十五日。實錄廳啓曰。實錄既已印出。粧横垂畢。政院日記則已爲還送于本院。而初草中草及史官時政記。竝皆應入於洗草之中。或以爲時政記。則當爲還置於春秋館。不可竝洗云。此無前例可據。而揆以事勢。則累朝史記。不可竝置本草。以兩件流傳。且若或留藏。則當在於處史庫。而本館及太白五台等處。竝無一卷。時政記之藏。以此觀之。則似是竝入於洗草之中。而事係重大。今春秋館詳考往牒。且廣詢於曾經史局耆舊之臣。定奪施行。何如。傳曰依啓。

とあり、所謂耆舊等の答辭が曖昧であつたから、やがて洗草された。しかし、洗草の得失は、これで解決されず、長い間の懸案をなしたのである。英宗三年丁未十一月の記事に、下の問答がある。

實錄堂上尹淳奏曰。頃年尹尙白之在翰苑也。有勿爲洗草之語。而尙未回啓矣。上詢于大臣。領議政李光佐曰。史草多翰林之公言直筆。勿爲洗草。似宜。淳曰。國初無洗草之規。宣廟實錄。大北黨入專掌纂修。一任其私好。慮有公議。始創洗草。故其後依例洗草。良史筆法。將何以考信乎。上曰。洗草有意。史草中一時取舍。安能盡善。或因見聞之各異。必有爭是非之弊。曉曉之世。補闕之役。至矣盡矣。而又不洗草。則紛拏之言。何以鎮定乎。洗草宜矣。

本本の、尹淳が宣祖實錄纂修の際に、洗草は始まつた。乃ち大北一派の公議を慮るに基くに出づとした

のは、洗草が、世祖の後、成宗の朝に行はれたことを遺れたものである。世祖は纂弒によりて位を得た人であるから、史臣の直筆備書もあり、成宗は、之を諱みて洗草したものだと思はれざるを得ない。英宗の何故に洗草を可としたかは、今こゝに述ぶの要は無いが、光海以前既に此の事實が、成例であつたことは、明かである。

史草の廢棄即ち洗草は、實錄纂修儀軌の中、重大の地件を占めてゐる。同じく仁祖朝儀軌に

癸巳七月初一日。實錄廳啓曰。在前實錄纂出後。總裁官以下。往彰義門外遮日岩取其草本。剉斫沉水。洗其墨跡。送于該曹。謂之洗草。今亦依舊例。以今月十一日。洗草之意。敢啓。傳曰。知道。依舊例。賜宴事。分付該曹。

とある。儀軌を通覽するに、洗草の場所は、歷代、彰義門外の遮日岩といふことに定つてゐる。造紙署が、その附近に設けられてゐたからであらう。諸種の記録によるに、洗草は、形式に留まり、一切の史草は、重量した上、之を還元すべく、造紙署に交付された。仁祖朝儀軌に

一。廿結十九日。史草四百八十斤。沉洗休紙授去次。以戶曹郎廳一員。同日罷漏時。造紙署良中待候事。

とある。洗草に際しては、宮中に於て、宣醞があつた。

李朝歷代の實錄は、かゝる順序によりて、編纂せられ、その廿五朝實錄一千五百餘卷の大冊は、體裁

の莊重なること、印刷正寫の鮮麗なること、他に比すべきものは無い。幾多の貴重史料は、この一大記録あるによりて、指示されるのであるが、しかしこれら一大記録を成した根本史料、即ち時政記及び初草中草は、丁寧^ニに洗草の厄にかゝり、今や内外に一紙を留めてゐないわけであるが、それが偶然のことから、光海君日記は、獨り中草を残した。次節に述べる太白山本光海君日記は即ちそれである。

三 太白山本光海君日記

太白山は、江原慶北及忠北交界に聳立する一大山彙である。勝覽(卷廿五)奉化縣の條に、在縣北七十三里。高麗崔洗禮安龍壽寺記。天下之名山。三韓爲多。三韓之勝。東南爲最。東南之巨者。太白稱爲首焉とあり、その名山であることは、古來定評があつた。山下に覽華寺があるが、今の覺華寺はそれであるとのことだ。李朝四大史庫の一たる太白山史庫は、この寺内に設けられてゐたのである。

太白山本光海君日記が、中草に屬するものであるといふことは、異例である。もつとも、宣祖實錄は、正副五本の中、草本を春秋館に藏したといふ前掲李廷龜の記事があるが、この草本は、正寫本即ち印出の定稿を指したもので、中草ではない。從來の成例では、實例は、春秋館によりて印出されなければならぬ。即ち中草に潤飾を加へたものを定本として正寫され、中草初草は、ともに廢棄處分を受くることになるのであるが、光海君日記は、完全にその手續を取るに及ばなんだ。李植の澤堂集(卷九)纂修廳

題名錄序に、

天啓甲子燦七月。上始命修光海日記。設局于南別宮。一相摠裁。二都廳。參定諸郎官分房。編纂員有堂上堂下。或減或增。越乙丑丙寅兩夏。俱屬迎詔事段。暫停旋設。越丁卯胡變。又停藏其稿于江都。後六年癸酉。復設局南宮。今年甲戌夏五初旬。畢修正寫二件。月各爲卷。合粧爲三十九冊。又取中草。合粧爲六十冊。分藏江都及太白裳巖三史庫。是月丁未。按故事。洗初草于蕩春臺。而罷局。(下略)

とある。當時修撰官の筆頭であり、親しく此の事業を董督した著者の言であるから、信を繋ぐに足る文字である、今、籙修廳儀軌によるに

甲戌五月十七日。籙修廳啓曰。光海日記正寫一百八十七卷。粧成三十九冊二件。又取中草。竝爲粧出。摠六十四冊。合三件已爲完畢。一件則先送江華。一件當送太白山。一件則當送赤裳山。而此時適當多事之日。姑爲留藏春秋館。竝侍秋成。發遣史官分藏。宜當。敢啓。荅曰。依啓。

とあるから、李植のいふところの中草六十冊は、概數をいひ、正しくは六十四冊であり、太白山本光海君日記の現數に符合してゐる。たゞ儀軌も、李植も、日記に四件あることをいはず、正寫中草とも三件の數であるから、崇禎七年五月、纂修完畢の際には、正副三件のみであつたが、肅宗朝に至り、さらに

一本を正寫して通計四本としたのである。肅宗實錄十二年十一月癸未の條に左の記事がある。

檢閱宋疇錫書啓中一欸。卽光海朝日記。以草○本○藏○置○未○安○事○也○魯○山○燕○山○朝○日○記○則○印○出○藏○置○此○則○以○中○草○藏○之○而○實○同○暗○草○云○仁○祖○朝○修○正○時○物○力○不○逮○只○書○二○本○藏○於○赤○裳○江○華○而○太○白○山○則○藏○以○中○草○矣○日○記○實○錄○雖○有○輕○重○之○別○而○其○爲○傳○後○則○無○異○自○前○一○體○印○出○必○有○其○意○今○宜○一○併○印○出○以○藏○而○凶○荒○如○此○勢○難○爲○之○姑○觀○明○年○年○事○稟○處○宜○矣○右○議○政○李○端○夏○曰○其○時○朝○夕○待○變○故○只○以○正○書○一○件○中○草○一○件○分○藏○於○三○處○既○不○能○遍○藏○於○諸○處○且○以○中○草○仍○藏○亦○非○洗○草○之○意○故○加○書○正○本○或○令○印○出○有○所○不○容○已○者○待○明○年○更○稟○可○矣○上○曰○依○爲○之○

宋疇錫の所啓は、或は有意味のことであつたであらう。單に國史保存の必要を述べたものとは思はれない。たゞ、この實錄卽ち五臺山本は、焼失せることのために、それらの詳細を知るに由なきを遺憾とするが、吾人の記憶によりて考へるに、焼失本は、印寫相半ばしてゐた。崇禎七年本も、その初めは、印出を企てたのであるから、現存の茂朱・江華兩本とも、第一第二の兩卷は、活字に付印されてゐる。二本とも、豎一尺七寸、巾一尺五分強の大冊であるに反し、太白山本は、豎一尺一寸弱、巾八寸強の小冊であるにすぎない。もとより、中草のことであるから、修撰官の筆削のまゝであり、間々増加記事の貼附されたものもある。裝訂を検するに、極めて少數の落丁あり、錯簡も見出される。宋疇錫の所謂暗草

そのまゝのところも少くない。間々初草でないかと思はるゝ個處もある。

李植の記事に示さるゝごとく、本日記の纂修に着手したのは、天啓四年即ち仁祖即位の二年からのことであるが、その春正月、平安兵使李适は、先王光海君のためにすとして、兵を京城に入れ、王は、一時公州に避難した。宮中府中の混亂は、寧ろ想像されるのである。儀軌、癸酉九月初二日、纂修廳の啓に、

光海日記一百八十七朔事跡。盡失於适變時。厥後設廳纂修。收得閭家朝報疎章。參以耳目聞見。僅成頭緒。一百三十三朔。則已爲中草。五十四朔。別方在亂草中。未及謄寫。又值胡變。(下略)

とある。本文にいふところの胡變とは、天啓七年丁卯(仁祖七年)正月、滿洲軍の第一次侵入をいふのである。同月十七日、日記、中草及び重要文書を江華に輸送し、其餘の初草及び雜文書は、南別宮(今の朝鮮ホテル)に埋置したので、腐敗甚しかつたと、儀軌は述べてゐる。越えて六年、崇禎六年の冬をもつて、日記の纂修は完了した。

以上の諸記事は、日記の纂修が、前後十年の久しきに亘つた理由を説明してゐることと思ふ。つまり、李适の内亂と滿洲軍の侵入とは、この事業を遷延せしめた最大原因であるに違ひないが、しかし、これら非常事件の發生のために蒙つた史料の損失を考へるに、前に掲げた儀軌の説明のごとく、光海日

記一百八十七朔事跡。盡失於适變時云々とは思はれない。却て儀軌の別條に、甲戌五月十七日纂修廳の啓として、

曾在甲子之變。大小文籍。盡爲散失。本館舊吏洪德麒。盡誠收拾各樣書籍外。又得光海時政記七十五卷。政院日記二十六卷。及戊申以後朝報專數。故當初設廳時。以此爲據。得成史局模樣。而未及完畢。又值丁卯之亂。德麒又與本館書吏韓承善。竭力守護。或移運江都。或埋置南別宮園中。竝與鋪陳筆硯。無一物闕失。今此史事之完。實質於德麒之力。似不可無酬報之與。今該曹量宜論賞。何如。答曰依啓。

とある。洪德麒は、やがて内需司別坐に除せられた。特旨であるとのことであるが、ともかくも、この場合史料が、堂上諸官によりてではなく、書吏の手によりて守護されたといふことは、寧ろ皮肉であるといはねばならぬ。これら重要事實を、その題名録序に一字も言及せぬ李植の態度は、賛せられない。

何故に中草が、三件の一として保存されたかは、丁卯胡亂既ち滿洲軍の侵入につれて、國家益々多事に赴いたから、政府の財政に餘裕を存せなかつたばかりでなく、第二次の滿洲軍侵入は、漸く危機を孕んで來た。故に一日も速に、この史局を了して、ともかく結末を見たいといふ要求に促がされたのである。前に掲げた肅宗朝李端夏の言に、其時朝夕待變。故只以正書二件中草一件。分藏於三處。中草仍藏。亦非洗草之意とあるのは、全く事實である。

かくのごとく、中草は、廢棄の内に入るべきものである。中草を残すことになれば、自から二様の歴史を傳へるの恐れがある。後世臣子を依據せしむるに、不都合があるからといふのであるけれども、從來の修史次第に考へて見て、實錄は整理されるだけ、事實に遠ざかりゆくのであるから、正寫印本よりは中草を、中草よりは初草の保存を必要とする次第であらう。しかし、これには前述の洗草始末を考へなければならぬ。儀軌五月十七日の條に纂修廳啓として、

在前實錄纂出後。摠裁官以下。往彰義門外遮日岩。取其本草。剉斫沉水。洗其墨跡。送于該曹。謂之洗草。而有賜宴之例矣。今則昏朝日記。與實錄不同。而賜宴非時。以今月二十二日略依舊例。取初草沉洗。似當敢啓。答曰依啓。

とあり、二十二日の記事に

臣等今日會于造紙署。光海日記初草二百六十一斤。沉洗後。輸送戶曹之意。敢啓。答曰知道。

とある。かゝる多忙に際しても、初草のみは、完全に沈洗の厄を免れ得なかつた。初草と同時に、政院日記。時政記。史草及び兼春家藏草記軸日記。京外野史。私藏日記。各道營上文書謄冊等すべて沈洗されたのである。

本日記纂修の終りに在任した大官は、摠裁官議政府領議政尹昉、都廳行兵曹判書洪瑞鳳、行吏曹判書

崔鳴吉、郎廳承政院都承旨李敏求、工曹參議李明漢、吏曹參議李植、弘文館副提示鄭百昌等であつた。就中崔鳴吉と李植との二人は、特に本日記の纂修に直接したのであらう。

太白山本と他の二本との内容の比較は、別に述べることを便宜とするから省く。

四 黨論と光海君日記

太白山史庫舊藏の光海君日記が、中草のまゝ傳存したといふ最大原因の一は、前に指摘したごとく、外難内亂に直接してゐるわけであつたが、さらに考慮すべきものは、黨論との關係であると思ふ。

黨論は、朝鮮ことに近世朝鮮の特産物といつてもよいのである。朋黨の争は、朝鮮のみでは無いけれども、朝鮮ほど深刻に廣汎に、且つ永續的のものは無い。黨論が、いよいよ擡頭した時代は、明宗宣祖の間であらうと思はれる。朝鮮の家族主義即ち宗法は、頗る排他的色彩に富んでゐるのである。宗法には、家族生活の團體が伴ふ。こゝをもつて、宗法の内容が充たさるればそれだけ、團體相互の排他的作用は發達し、鬭争がそこに激發するわけである。わたくしは、かつて、朝鮮の黨争をもつて、南支那地方に行はるゝところの部落械鬭に比擬したことがあるが、かうした觀察は、今もつて訂正を加ふるの要を見ないのである。黨争は、械鬭の變型に外ならない。その殊別とするところは、前者は、學術文章をもつて、排撃の具となし、後者は、兵械をもつてすといふに在るのみである。この際に、特に考へられ

るのは、儒教の發達であらう。ことには朱子學の發達である。朱子學は結構であるが、大率ね人をして理屈に偏せしむるの傾向の、著しきものがある。今、李朝の儒學史を瞥見するに、その初期に萌芽した朱子學は、明宗宣祖の代に發達した。退溪李滉は、海東の朱子とも稱せられ、この人の精思覃慮にまちて、朱子學は著しく發達したが、彼れは、都門の空氣の、既に朋黨に墮し、やゝともするとその渦中に陥らんことを虞れ、故山の田家に歸臥し、そこに子弟を教養した。同時、栗谷李珥がある。栗谷の聰明は、或は退溪に勝るであらうと思はるゝが、その官場生活は、久しきにつれ、果然、黨論に墮在した。わたくしは思ふ。朝鮮の朋黨論に、油をさし、之を燎原の火たらしめたものは、儒學でなければならぬと。見よ、儒學の發達は、いつも黨論に正比例し、その黨首と指目さるゝ人々は、すべて、一代の大宗師であつたではないか。

かくて、黨論の分合は、また瀕繁ならざるを得なかつたのである。王室の地位は、この勢を助長したであらうと思ふ。もともと、朝鮮李氏の王室は、少數權力者に擁立せられて、その位を贏ち得たものであつた。政體よりいへば、正さに貴族政治のそれを脱出せないものであつたから、今この黨論の紛争は、むしろ歡迎するところであつたといつてよい。蓋し、勢力相等ける兩黨を巧みに操縱することにより、王の地位はむしろ安泰を贏ち得るからである。しかし、それが一旦操縱を失したとしたら、それこそ慘たる結果に陥り、骨肉の愛をそぎ、父子の倫をやぶり、夫婦の和を失し、やがては王の位すらも投げ出

さなければならぬのであつた。ことには、かゝる現象は、黨論の分裂時代に多く見られる現象であるのであつた。宣祖時代の分黨を見るに、既に、この現象は、現前してゐたのである。即ち、宣祖初年には、東西西黨であつたのが、中年後には東人中に、まづ分裂作用を生じ、南人・北人の二黨に分かれ、北人は、やが、大北・小北に裂けたが、さらに分裂作用を生じて、大北は、肉北・骨北・中北・清北・濁北の五黨により、小北は、清小北・濁小北の兩黨を出した。これが、宣祖より光海君初年の形勢であつた。他方西人はと見るに、未だ分裂作用を發生して得なかつたのである。

この分裂作用の熾烈時に當りて、王位にからまつた立儲問題は、まづ、黨爭渦中に陥つたのである。立儲問題は、始め宣祖に嫡出の長子なく、臨海・光海・義安・信城・定遠・順和・仁城ともに庶出子であつた。恰も、宣祖が、京城を脱出して、西奔し内附の計を爲さんとした壬辰亂の間際のことである。王は東人たちの建言に據くせられて、庶出中の第二子光海君を世子に定めたのであつたが、もともと、王の眞意ではなかつたらしい。光海君は、聰明であつた、亂中には、分朝の政績を擧げ、聲譽赫然たるものがあつた。これには、父王も満足を表してよいわけである。だが、幸か不幸か、若き繼室金氏に永昌大君が生れたのである。先に東人たちの建儲を求めた際、王は、佗日嫡男が出來たら、どうするといったが、諸人は、その心配はご無用であるといつて退けて聽かなかつたが、宣祖の心には、それが永久に忘れてはゐない。永昌大君生後、光海君には、とかく面白からぬ素振りをするといふのである。その間の

消息を早くも探知して、一芝居を打とうと企てたのは、西人だちであつたが、北人中にも同様の觀測と希望とを懷くものが現はれ、大北小北の分裂作用は、爲めに促進した傾きがある。宣祖死後に、小北の領袖柳永慶の先づ殺されたのは、建儲問題に外ならぬのであつた。それには關はらず、光海君は即位した。もちろん、大北を基礎としての即位である。大北は東人の分派であるから、光海君としては、一段の親みが無ければならぬはずであるが、しかし、大北一派を寵賞して、大小の政權を委ねたといふことは、果して光海君のために得策であつたであらうか。前に柳永慶を屠つた大北は、臨海君を殺し、永昌大君を殺し、やがて大君の母金大妃を幽囚した。光海君の不評は、かくて免れ得ない形勢であつた。

一方、西人である。大北は盛んに分裂作用を起してゐるにかゝはらず、一向結束して動かないのである。もちろん、政權に遠かつたためでもあるが、徐ろに反噬の機會を待つてゐたことと思ふ。西人たちが、北人間に攪亂手段を施したといふ疑ひもないでは無いけれども、主なるものは、大北領袖と王との間が、圓滿にゆかなくなつたことである。今一一舉證するの暇は無いが、それは滿洲問題即ち當時の金國の勃興に伴ふ朝鮮の態度につきて、右の領袖と王との間に、意見の間隔を生じ、一事件ごとに、それが明かに觀取されるやうになつた。王の態度を一言すれば、明國を尊崇することはそれとして、金國に對しては、どこまでも隣交和平を主としたいといふのであつた。王は、文祿壬辰役の苦がい經驗を知りつくし、ことには明軍の依頼するに足らぬことを知解し、壬辰後の、明本國の光景は、節次承知してゐ

たから、今、新たに明國が、兵を我れに徴して、金國をば一舉蕩滅せんと申しこんでも、容易に首肯せざるのみか、却てかゝるは兵家の忌むべきことであるとした。之れに反する意見の所有者は、備邊司堂上たちであつた。備邊司の意見は、苟にも王のごとき解釋を下すものあるとしたら、それは、むしろ不敬の甚しきものであるとしたほどであつた。遼事既に破れた萬曆四十六年閏四月二十七日に、明の將軍汪可受は、左の咨文を我れに寄せた。曰く

欽差摠督遼薊等處軍門經路禦倭兵部左侍郎汪可受。敬告朝鮮國王。我大明威靈四覃。率土臣工。光庇屬國。誼同休戚。故本朝之在王邦。猶體之有元首。水木之有根源也。今上聖明在宥四十餘禩。聲教翔洽。威武奮揚。間有邊徼之警。隨奏蕩平之烈。雖將吏之勤勞。亦屬國之協力也。故播酋不靖。島孽狂侵。乃天戈西指。則播州已入版圖。命將東援。則日本倉皇奔遁。效順者。世享疆土。悖逆者。立見誅夷。此已事之明驗。而王之所躬歷也。茲者建州小醜。據海壖之叢壤。煽么魔之諸酋。靡念世受國恩。敢爾潛圖鼠竊。國家熙泰。全不彼虞。乘時狂逞。掠我城堡。踐我將士。罪逆陷天。神人共憤。皇上赫然。計必勦除。用調四方之銳。遄興六月之師。輸糧若阜。軍氣如雷。奴之期命其焉至矣。王之忠情。諒有同心。乃奴之東徧與王壤界。國家勞攘如此。王能晏然而已乎。本朝立國二百五十餘年。王國受二百五十餘年之庇。曩者王國一經倭奴之難。本朝卽遣十萬之師。竭蹶歲月。卒蕩倭氛。深量王國世篤忠貞。與王

之、克、纘、丕、基、也、雖、國、多、故、烏、容、已、其、興、數、萬、之、師、夾、攻、奴、酋、必、剪、必、克、是、王、之、報、效、本、朝、而、綿、國、無、疆、之、祚、者、矣、是、非、以、王、之、兵、力、卽、滅、奴、酋、也、國、家、數、路、進、討、或、扼、其、吭、或、斷、其、肘、王、從、而、躡、之、蔑、不、濟、矣、受、奉、欽、命、摠、督、遼、薊、爲、天、子、屏、翰、之、臣、當、征、討、靡、盬、之、日、恐、王、之、未、察、故、敬、移、文、以、告、檄、到、王、卽、與、羣、臣、熟、討、議、之、速、整、兵、候、期、進、討、無、失、敢、告、(草本光海君日記)
と、この咨は、主に、宗主國たる明と藩國との關係を述べ、壬辰再造の恩を衣せ、建州ヌルハチの一舉蕩滅し得べきをいひ、數萬の兵を興して、我れとともに敵人を夾攻せよといふの檄である。檄到、王卽與羣臣熟討議之。速整兵候期進討無失。敢告と結んでゐるので、最早熟考の餘地も何も無いものゝごとく視られるのであつたが、この咨を見た王は下のごとく傳した。

傳曰。老賊一犯撫順。退入巢穴。其情區測。中朝若大舉深入。迫逐虜穴。則恐非勝算也。回咨賁去譯官措辭答問之間。若不謹慎。見陷於丘坦無疑矣。先擇解事譯官一人。經馳入往于李埒之前。稱以楊經畧出關之事。而賁去人情詳察周旋。探知征勦虛實。師期遲速及係于我國事情。則都司瓜期已滿。豈無所言乎。如是先探不害於事宜。令備邊司急急議處。(同上)

また傳して曰く

傳曰。以我國兵力。其果能自當一面入攻強虜乎。中朝各衙門。必不詳我國事勢也。今宜具

陳此賊非如建州衛李滿住等胡種。以我兵力決難獨當一面征討矣。姑爲申飭邊將十分防守。而如不得已。則調送天兵一枝。與我國軍兵合爲聲勢。共力入討。則庶有聊倚賴皇靈之意。詳細馳奏。俾達軍機可矣。急急議處事。言于備邊司。(同上)

と。宗主國の傳統勢力を過信してゐた備邊司たちが、何で王の提言に聽從せやう。王は、既に明の一舉蕩平を否としたが、已むなくば、明國の枝隊を得て、これと行動をとものにせんとしたのである。この交渉の結果は、王の希望のごとく動いたけれども、蕩平策の敗績に終はつたこと亦た王の豫測のごとく、萬餘の兵は、ひなしく敵手に仆るゝことゝなつたのである。わたくしは、今は之が經過を述ぶるの暇はないが、ともあれ、王と王を推戴して政權を占斷してゐたところの大北一派との間に、この問題を中心として、間隔を生じ、加ふるに敗軍の事情のため、京城の戒嚴の空疎に歸したことも是非ない次第であつた。西人は、こゝどとばかり、王の弟に當る定遠君の子綾陽君を推戴して、一舉、大北の牙城を屠り、王を廢して、之を江華島に移置した。

わたくしは、黨禍の性質を示さんがために、圖らず、數言を費したのであるが、この際に於ける大北の失敗は、想像以外に在る。失敗といふよりは、むしろ死滅に近い程度のものであつた。朝鮮の黨争には、屠戮の伴隨がある。今、記録に見ゆるだけの罪案を検するに、下のごときものがある。曰く正刑秩(死刑)符院君李爾瞻を筆頭として十有五名、曰く伏誅類、右參贊李覺を始め六十餘名、曰く圍籬安置

秩、順寧君景倬を始め六十八名、曰く遠竄秩、禮判任就正を始め百十六人、曰く中道付處秩、府院君李時言を始め八十人、曰く削奪官爵門外黜送秩、左相朴弘者始め二十三人、曰く追削官爵秩、領權韓孝純を始め十四人、其他削奪官爵秩、右議政趙挺を始め十一人、削去仕板類十三名、罷職類五十餘名、通計四百五十餘名、上は宰輔より下は堂上官に至るまでの記録であるが、これら堂上以下の人々の被黜者は、今、知るに由がない。駭ろくべき、また慘憺すべき記録であるではないか。

西人は、光海君時代に不遇ではあり、政權に遠ざかつてゐたものゝ、かゝる慘撃には出會せなんだから、幾もなくして、再起の日を獲得したわけであるが、大北は、之に反して永久に、黨争史上より葬り去られることになつたのである。わたくしは、この一大事實は、光海君日記が、あの亂草のまゝに傳來した所以の一であつたこと、信じたいのである。尙ほ、詳言すれば、大北にして再起の日が、かりにあつたとしたら、西人達によりて、隨意改修された「日記」を、このまゝに放置するといふはづは無い。必ずや、廢主にも追諡したであらうし、同時「日記」は、さらに修正潤飾を加へられたであらうと思ふのである。然り、太白山本光海君日記が、草本のまゝに存貯されたといふことは、主に内亂と外難との賜に外ならぬのであるとはいへ、このまゝに放置してゐたといふことは、西人としては、むしろ思議されるほどの不用意といはねばならぬ。

わたくしは、序をもつて「修正實錄」について一言して置きたいのである。「修正」は、その字面に示

さるゝがごとく、かつて纂修された實錄をば、後に至りて、再び改修することを意味し、李朝二十五代の實錄中、宣祖實錄、顯宗實錄。及び景宗實錄にこの二種の實錄が見出されるのである。宣祖實錄は、光海君の初年に當り、大北一派によりて纂修されたことは、こゝにいふまでもないが、西人は、その政權を得るや否や、直ちに之が改修に着手した。今、修正實錄の凡例を見るに、左の條文が、掲げられてある。

宣祖大王實錄修正凡例

一 實錄、非但毀譽失、眞狼籍無據也。凡人名地名職名國事大槩人所易知者、皆錯換違悞。又名臣奏䟽關係治亂之幾者、皆不書入。今雖未能刪改謬譌。至於大事首末源委、及名臣奏䟽。隨所有纂錄。

一 實錄、壬辰以上無日記。或有月記。或只年記。壬辰以後方有日記。今以野史採輯者。不得爲日記。只隨月記之。而月亦未詳。則當於年終書之。或日子可考處則存之。

一 先錄綱領所載。次採雜記。次採碑誌行。行狀之類。非止其人事跡。或起國事。或記他人得失。皆得詳採。

一 野史之類。文字荒雜。今當節約成文。誌狀之類。美惡盜辭。今當從公論。取節紀實。不得一從本文。

一 野史雖出於名人。失實則刪。雖出於非人。紀實則取。

一 雜取諸記錄。有一事而所紀差異。當合辨刪略而書之。其間所論意不貫屬。源委未暢者。不得已。增潤完篇。則間或有之。然皆已着之事。諸家已定之論。皆據來曆書之。

一 野史是非。不全具。不得逐年齊排。狀誌之類。有褒而無貶。難於添插。則此史是是非非。少似爲不全。然有可諉者。修實錄時。姦兇摠裁。主張刪削。增加皆自筆。定伊人輩爲世所外。徒黨甚少。滿朝前後輩。皆所仇對。故所褒者。只其身及所親密若干人。所詆者。皆先所倚任名臣。不但其人受誣。其污穢盛世清明之美。已甚。此雖褒多而不爲過也。其有從公是非。間有可觀者。則實錄自具矣。至於於姦兇自褒自飾處。則不得已。而依史筆例。稍存公儀。

一 名臣奏疏。切於一時是非。後世龜鑑者。或全載或刪載。要在關世教爲重。

一 凡實錄所記大事。首末詳備。及名臣啓劄疏章。皆載者。則於此書不載。只存其大槩。以屬事意。

一 此錄畢。修之末。歷舉實錄誣枉譌謬之狀。兼今日修補之意。作一段史論。付于其末。以備後考。

讀者は、「修實錄の時、姦兇摠裁に當り、刪削を主張し、增加皆な自ら筆した。彼等は世に外せられて、徒黨も甚だ少數であり、朝廷の前輩も後輩も、皆な敵對者であつたから、故に褒するところのものは、

只た其身及び親密者若干に及び、誡するところのものは、先王朝の倚任するところのものであつた。云々」とする一節に、格別注意されるであらうと思ふ。これが改修の精神でなければならぬのである。今、實錄の雙方をとり出して對比せよ、何人もその正邪黑白に迷惑するに違ひない。ことに「此錄の畢修の末に、實錄誣枉譌謬の狀と兼ねて今日修補の意を歷筆して、一段史論を作し、その末に付し、以て後考に備ふ」とあるの一節であるが、わたくしの視たところでは、この史論こそ、全くの黨論に累せられたものであつた。大北諸人にして、再起したとしたら、必ずや再修實錄の再改修を加へたであらうと思ふ。

五　洗草及び晒曝

洗草については、前に掲げたごとく、取其草本。剉斫沈水。洗其墨跡。送于該曹。謂之洗草とあるごとく、實錄纂修の完畢と同時に、その初草(中草)二本は、剉斫して水に沈め、その墨跡を洗つて終ふのである。洗草の名これより起ることは、明かであるが、この制度の起原的のものであるか、將た支那制度の模倣であるかは、別に考へる餘地がある。

わたくしの考では、この制は、やはり、明代の模倣であらうと思ふ。たゞ明朝には、洗草の名稱はまだ見當らないが、錢謙益の初學集(卷九)に、左の所注が見える。

時神廟實錄告成。故事實錄成。焚稿於太液池之蕉園。庚午除夕。次孟陽山中。詩韻。

即ち知る、明朝にては、一實錄の成るや、必らず稿を焚いた、そして史稿の何様たりしかを後世に知らしめざらんとした。この用意は洗草のそれと同一であるといつてよい。異なるものは、前者は洗草であり、後者は焚稿であつたことであらう。朝鮮は、用紙の供給十分でなかつたから、洗草といつても、實は之を還元して、再び使用に充てたわけである。何事にまれ、明國を模倣した時代のことであるから、或はこの制に仍るものであるまいか、聊か臆斷を述べて置く。

さて、この洗草は、果して豫期の目的を遂げ得たものであるかといふに、わたくしの知見したところでは、今に、史草と稱するものゝ、發見せられないことに鑑みて、畧ぼ想像せられるのであらう。もしこれが、いづれかに現存してゐたら、黨禍は、尙ほ一段の熾烈を加へたに違ひない。

晒曝について考へるに、當時、史庫の各々に差遣される人々は、中央より出で、地方よりでは無い。晒曝を終へた日には、當該官より復命が呈出される、之を晒曝形止策または晒曝儀軌と名づけられた。たゞこゝに注意されるのは、晒曝の際に、改粧の行はるゝことがあるが、史官は、正直に、この任務を果し得たものかは疑はしい。現に、睿宗實錄は、最後の一本を失つてゐるし、最近世に屬する「日省錄」は、缺を用ゐて割去された部分が、極めて多く、白紙を挿入するところすら見受けられる。これも黨禍の波及した一現象であらう。しかし、大體よりして、廿五朝實錄のかれがごとき完備を見たといふこと

は、李氏朝鮮に於ける大書すべき制度であるから、特に言ひ及んで置く。

——昭和四年五月三十日——

稻 葉 岩 吉